

**東川町地域おこし協力隊募集要項**  
**(チャレンジキッチン・ゆめファーム体験農園)**

北海道東川町では、東川町複合交流施設せんとぴゅあ I に設置されたチャレンジキッチン（農産物加工体験施設）および、東川町ゆめファーム（体験型観光農園施設）施設の企画運営等を進めていく地域の中心となる人材として、下記のとおり地域おこし協力隊を募集します。

■活動内容

【チャレンジキッチン活動】

- ・農産物加工体験プログラム企画立案・運営
- ・調理機器清掃指導
- ・地元食材発注等業務

【東川町ゆめファーム活動】

- ・東川町ゆめファーム体験農園施設の管理・運営
- ・ゆめファーム管理棟及び体験農園利用者の受入、対応
- ・体験農園施設を使用した各種イベント事業の企画、募集
- ・関連プログラムの広報発行、周知

■身分：東川町会計年度任用職員（所属：東川町農業振興課）

■基本給：200,000円/月

■賞与：年間で月額給与の約2ヶ月分

■活動時間：7時間30分/日以内 月22日間程度勤務

■委嘱予定日：令和7年4月1日（火）～

■雇用期間：委嘱開始日より最長3年間（年度毎に契約更新）

■年次有給休暇：20日以内（1年間の場合20日・勤務月数により変動）

■社会保険：健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険加入

■応募資格

- ・年齢要件：45歳未満の方
- ・住所要件：現在3大都市圏はじめ都市地域等に居住し、委嘱後に東川町内に生活拠点を移し、住民票を異動できる方。
- ・資格要件：普通自動車免許取得者
- ・その他：パソコンの操作（ワード・エクセル等）のできる方

■応募書類：履歴書に住民票・自動車免許証写し添付

■応募先：東川町農業振興課農業振興室 担当 西島・西村  
〒071-1492 北海道上川郡東川町東町1丁目16-1

■応募締切：令和7年2月28日（金）午後5時必着

担当課：農業振興課 連絡先 0166-82-2111(内線151・152)

メールでの問い合わせ sangyou.shinkou@town.higashikawa.lg.jp

# 会計年度任用職員登録申込書及び履歴書

写真

3cm × 4cm

*区分		*受理年月日	令和	年	月	日
(フリガナ) 氏名		男・女	生年月日 (令和6年 月 日現在 満 歳)			本籍 都道府県
現住所 〒						
TEL ( ) -						
学 歴	学校名(学科・学部等)		期間等			
	最終	年 月から 年 月まで	学年	卒業 中退 修了		
	その前	年 月から 年 月まで	学年	卒業 中退 修了		
職 歴	勤務先		期 間	職務内容	退職理由	
	現在(最終)		年 月から 年 月まで			
	その前		年 月から 年 月まで			
資 格 及 び 免 許 等	名称	取得年月日	名称	取得年月日		

家庭の状況	氏名	続柄	年齢	職業	氏名	続柄	年齢	職業
趣味					特技			
<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> 労務 <input type="checkbox"/> 調理員 <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> その他( )								
希望する勤務内容、勤務形態、勤務開始可能日等ご記入ください <hr/> <hr/>								
上記のとおり、東川町会計年度任用職員登録申込みをいたします。 私は、日本の国籍を有するとともに、地方公務員法第16条の規定に該当していません。 また、この履歴書のすべての記載事項に相違ありません。 令和 年 月 日 <div style="text-align: center;">           氏名 <span style="float: right;">(印)</span>  <hr style="width: 100%;"/> </div>								

この書類の有効期限は、受理年月日から1年間とします。

(記載上の注意)

1. 記載事項に不正があるときは、採用資格を取り消すこともあります。
2. \*印以外の欄は、自筆でもれなく記入してください。
3. 記入はすべて黒のインク、又はボールペンを用い、楷書でていねいに書いてください  
数字は、算用数字を用いてください。
4. 雇用する場合は、健康診断書や資格証明書を提出していただくことがあります。

地方公務員法第16条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除く外、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一. 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者